

## 【文例 -5-】

### 遺言代用信託

(信託目的)

第1条 委託者兼受益者甲野太郎（以下「甲」という。）は受託者乙山二郎（以下「乙」という。）に対し、甲及び受益丙野花子（生年月日、住所、以下「丙」という。）に対する生活費等の給付を目的として別紙記載の建物（以下「信託建物」という。）を管理運用させることを信託し、乙はこれを引き受けた。

(信託期間)

第2条 この契約の信託期間は、この契約締結の日から平成〇年〇月〇日までとする。

[別案]

この契約の信託期間は、丙の死亡の日までとする。

2 前項の信託期間は、丙がその延長の申入れをした場合において、乙がこれを承諾したときは、その申入れに係る日まで延長されるものとする。

(受益者)

第3条 本信託の第1順位の受益者は甲とする。

2 第2順位の受益者として丙を指定し、丙は甲の死亡の時に受益権を取得するものとする（信託法90条1項1号の場合）

[別案]

2 第2順位の受益者として丙を指定し、丙は甲の死亡の時以後に信託建物に係る

給付を受けるものとする。（同項2号の場合）

（登記）

第4条 甲及び乙はこの契約の締結後、直ちに信託建物について信託による所有権移転及び信託の登記手続きをするものとする。

登記手続きに要する費用は甲の負担とする。

（信託財産の管理・運用方法）

第5条 乙は、次の各号に定めるところにより信託建物を管理運用するものとする。

- （1）信託建物を他に賃貸し、賃貸中の信託建物については賃貸人の地位を承継すること。
- （2）信託建物の維持管理、修繕又は改良を行うこと。この場合、その時期、範囲及び方法は乙が適当と認めるところによる。ただし、大規模な改良工事をするときは、あらかじめ受益者と協議するものとする。
- （3）信託建物を火災保険に付すこと。

〔金銭信託の場合〕

乙は、信託財産を銀行等の金融機関に預金し、国債、地方債を取得する方法で運用するものとする。

〔信託銀行に合同運用指定金銭信託をした場合〕

乙は、信託財産を合同運用指定金銭信託により運用するものとする。

- 2 乙は、前項の信託事務の一部を乙が選任する管理会社に委託することができる。

（受益者に対する給付）

第6条 乙は丙に対し、信託建物から生じる毎月の賃料その他の収益からその月に要した次の各号に掲げる経常費用を控除し、その剰余金を毎月末日限り

受益者に支払う。

- (1) 信託建物に係る公租公課
- (2) 保険料
- (3) 信託建物の維持管理、修繕又は改良に要した費用
- (4) 信託報酬
- (5) 前各号に掲げるもののほか、信託事務の処理に要した費用

[金銭信託の場合]

乙は、丙に対し、毎月末日限り、金〇〇〇円を支払う。

[信託銀行に合同運用指定金銭信託をした場合]

乙の合同運用指定金銭信託約款に従う。

(信託終了時の信託建物の帰属)

第7条 本信託が終了した際の残余財産受益者として丙を指定する

(信託法182条1項1号の場合)。

[別案]

本信託が終了した際の残余財産の帰属権利者として丙の法定相続人を指定する(同項2号の場合。)

(信託諸費用の負担)

第8条 乙は、信託建物に係る登記費用、公租公課、信託建物の維持管理、修繕又は改良に要した費用、保険料その他の信託事務の処理に必要な諸費用を固有財産から支出した場合には、信託財産からこれらの費用の償還を受けることができる。

2 乙は、信託事務を処理するについて費用を要するときは、信託法48条

3項に規定する事前の通知をしないで、信託財産からその前払を受けることができる。

(信託報酬)

第9条 乙が受ける信託報酬は、信託建物に係る月額賃料収入の5パーセントとし、信託財産からその支払を受けるものとする。

[別案]

乙が受ける信託報酬は、月額〇〇〇円とし、信託財産からその支払を受けるものとする。

[信託銀行に合同運用指定金銭信託をした場合]

乙の合同運用指定金銭信託約款に従う。

(本契約に定めのない事項)

第10条 本契約に定めのない事項は、信託法その他の法令の規定に従う。